

# 新型インフルエンザへの対応

---

以下のケースに該当した場合、  
必要日数について在宅勤務を適用

1. 同居の家族が感染した者
2. 外出を控えるよう医療機関/保健所等から指示された者
3. 出社を控えるべきと会社が判断した者
4. 新型インフルエンザによる休校・介護施設等の休業等の影響で家族の世話が必要な者

※ 1～3のケースでは派遣社員にも在宅勤務を適用

※ リモートアクセスのPCがない場合等、在宅勤務ができない社員には特別有給休暇を付与